



2016 年個人所得税(PIT) 確定申告

2017 年 2 月 16 日付ハノイ税務局の Official Letter No. 5286 /CT-TNCN 及び 2017 年 2 月 21 日付修正版 Official Letter No. 6046/CT TNCN に 2016 年の個人所得税 (PIT) の確定申告についていくつかの注目すべき点が挙げられています。

2016 年個人所得税の申告書の提出期限は 2017 年 3 月 31 日です。

個人所得税確定申告作業の中で、納税者は tncnonline.com.vn もしくは www.gdt.gov.vn にアクセスし、最新の書類、手引き及びソフトウェアをダウンロードしなければなりません。

2016 年個人所得税の確定申告作業につきまして追加情報が必要でしたら、遠慮なく私共にご連絡下さい。



コンタクト 

UHY ACA Auditing & Consulting Co., Ltd

Thanh Nguyen – Partner Email: thanhnt@uhyaca.vn

Tran Thi Bo - Director Email: bott@uhyaca.vn

Kaz Muraishi - Director Email: muraishik@uhyaca.vn

Hanoi Head Office

9th Floor, HL Building, 82 Duy Tan, Cau Giay District, Hanoi

Tel: +84 4 3755 7446 /Fax: +84 4 3755 7448

Website : www.uhyaca.vn

Ho Chi Minh Office

46 Truong Quyen, District 3, HCM City

Tel: +84 8 3820 4899 /Fax: +84 8 3820 4909

* Hai Phong 市と Vinh 市にもオフィスがあります

I. 2016 年個人所得税(PIT) 確定申告に求められる個々の事例

1. 給与支払者

- 給与支払者は納税者本人に代わり個人所得税の確定作業を行わなければなりません。
- 企業法の規定における企業分割、合併、解散が行われた給与支払者は、個人所得税の源泉徴収を考慮したうえで、確定作業を行わなければならず、源泉徴収の証明を従業員に発行しなければなりません。
- 解散、解雇等により従業員に個人所得税が発生していない場合は、給与支払者は個人所得税の確定作業を行う必要はありません。ただし、これらの給与支払者は、税務当局に年間の支払給与を明記した従業員のリストを提出しなければなりません(様式 05/PIT を用いる)。

2. 給与や賃金を得ている個人で直接税務当局に確定申告を行う方

- 居住者個人で給与や賃金を受けている方で、追加の納税額や超過納税額がある場合は、個人所得税の確定申告を行う責任があります。
- 非居住者個人でベトナムにおける雇用契約が終了した場合は、出国の前に個人所得税の確定申告を行わなければなりません。

II. 個人所得税(PIT)確定申告の委任

- 雇用契約により現在の給与支払者から3か月以上給与または賃金を受けていて、他の収入が月平均1,000万ベトナムドン以下（源泉徴収済み、かつその収入源の給与支払者において所得税の確定を行わない場合）であれば、現在の給与支払者の下で年間12ヶ月フルに働いていない場合も含み、現在の給与支払者に個人所得税の確定作業を委任することができます。
- 一度限りの所得があった個人の方で望む方は、税務当局へ直接個人所得税の確定申告を行うことができます。

III. 個人所得税算定のための課税所得基準

Official Letter No 5286/CT-TNCN では、一度限りの移転手当や積立ではない任意契約の保険料手当等の課税対象とはならない所得項目を明記しています。

- **みなし税やみなし住宅手当の方針を採用している雇用主：**課税対象所得から、みなし税やみなし住宅手当は控除されます。
- **扶養控除：**税コードが交付されていない扶養家族も含め、適切に確認できる書類があれば、2016年度の扶養控除は認められます。



IV. 個人所得税確定のための書類

給与支払者：

- フォーム No 05/QQT-TNCN および付属文書 No. 05-1/BK-QTT-TNCN, 05-2/BK-QTT-TNCN, 05-3/BK-QTT-TNCN

給与や賃金を得ている個人の方：

- フォーム No. 02/QTT-TNCN および付属文書 No. 02-1/BK-QTT-TNCN.
- もしあれば、源泉徴収額、仮納付税額および海外で支払った税金を証明する書類の写し。
- 海外の歳入省庁が海外で支払った税額の証明書を発行しない場合、納税者は、特定の納税申告に対して支払った税金を明記し、雇用主の源泉徴収証明書のコピーを提出することができます。
- もしチャリティーファンドへの寄付があれば、それを確認できる書類の写し
- 外国の機関、大使館や領事館によって支払われた所得がある場合は、それを確認できる書類。

その他のご案内

Official Letter No. 5286/TC-TNCN において、特定事例ごとの申告書提出場所や扶養家族のための納税者番号の発行場所などの詳しい案内が提供されています。

また Official Letter No. 5286/TC-TNCN は、締め切り間際の殺到を避けるため納税者に速やかな納税確定書類の提出を求めています。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※本ニュースレターは原文(ベトナム語)からの翻訳版です。日本語訳と原文に差異が生じた場合は、原文が優先されます。